

児童発達支援・放課後等デイサービス基準改正後の人員配置の例

例① 基準を満たしている

・いずれの曜日のサービス提供時間においても最低基準 2 人を児童指導員、保育士または障害福祉サービス経験者で満たしており最低基準の 2 人のうち半数の 1 人が児童指導員（又は保育士）である。

（全直接処遇職員の半数が児童指導員又は保育士である必要はないことに注意）

	月	火	水	木	金	土	日
利用者数	8人	8人	9人	10人	10人	－	－
基準上の必要職員数	2人	2人	2人	2人	2人	－	－
児童指導員（又は保育士）	8h	8h	8h	8h	8h	休	休
障害福祉サービス経験者	6h	6h	6h	6h	6h	休	休
指導員	4h	4h	4h	4h	休	休	休
指導員	4h	休	4h	4h	4h	休	休
指導員	4h	4h	休	4h	4h	休	休
サービス提供時間	4h	4h	4h	4h	4h	休	休

児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者**以外**の指導員の勤務時間は指導員加配加算の加算分の職員として算入可

（※h＝時間）

例② 人員不足（基準違反）

・金曜日において、最低基準 2 人のうち半数以上（1 人以上）が児童指導員又は保育士ではない

（障害福祉サービス経験者のみの配置では基準は満たさない）

	月	火	水	木	金	土	日
利用者数	8人	8人	9人	10人	10人	8人	－
基準上の必要職員数	2人	2人	2人	2人	2人	2人	－
児童指導員（又は保育士）	8h	8h	8h	8h	休	8h	休
障害福祉サービス経験者	8h	8h	8h	休	8h	8h	休
障害福祉サービス経験者	8h	8h	休	8h	8h	8h	休
サービス提供時間	4h	4h	4h	4h	4h	6h	休

例③ 人員不足（基準違反）

・火曜日においては利用者が 11 人のため、基準上の必要職員数は 3 人となる。児童指導員、保育士または障害福祉サービス 3 名以上は満たしているが、そのうち半数以上（3 人の半数は 1.5 人となるため実際の配置では 2 人以上）が児童指導員又は保育士という基準を満たしていない。

	月	火	水	木	金	土	日
利用者数	8人	11人	9人	10人	10人	8人	－
基準上の必要職員数	2人	3人	2人	2人	2人	2人	－
児童指導員	4h	4h	4h	4h	4h	6h	休
障害福祉サービス経験者	8h	8h	8h	休	8h	8h	休
障害福祉サービス経験者	8h	8h	休	8h	8h	8h	休
サービス提供時間	4h	4h	4h	4h	4h	6h	休

例④ 人員不足（基準違反）

・土曜日においては、利用者が10名以下のため基準上の必要職員数は児童指導員、保育士または障害福祉サービス経験者がサービスを提供する時間帯を通じて2名となり、勤務時間とサービス提供時間をみると基準を満たしているように見える。しかしながら、実際の配置では8時間勤務であれば最低45分の休憩をとる必要があるため、8時間のサービス提供時間を通じて2名の配置ができていないため基準違反となる。

	月	火	水	木	金	土	日
利用者数	8人	8人	9人	10人	10人	8人	—
基準上の必要職員数	2人	2人	2人	2人	2人	2人	—
児童指導員（又は保育士）	8h	休	8h	8h	8h	8h	休
児童指導員（又は保育士）	6h	6h	6h	6h	6h	休	休
障害福祉サービス経験者	8h	8h	休	8h	8h	8h	休
指導員	4h	休	4h	休	4h	4h	休
指導員	4h	4h	休	4h	休	4h	休
サービス提供時間	4h	4h	4h	4h	4h	8h	休